

個人等のお客さまとの貯金等取引終了に関するお知らせ

弊会にてご利用いただいております個人等のお客さまとの貯金・為替・両替取引につきましては、誠に勝手ながら令和3年3月31日（水）をもって終了させていただくこととなりました。

この度の取引終了に伴いまして、現在、弊会がお客さまからお預かりしております貯金につきましては、ご解約の対応をさせていただきますので、令和3年3月31日（水）までにご解約いただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月31日（水）までにご解約いただく場合、解約金を他金融機関のお客さま口座に送金する際にはお振込手数料はいただきません。また、定期貯金および定期積金を解約する際の利率は「約定利率」にて処理させていただきます。

ご解約のお手続きについては、ご来店の他、ご郵送によるお取り扱いもいたしますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年4月1日（水）から店舗窓口事務に係る諸手数料を一部引上げさせていただきます。詳細につきましては「別紙1」をご覧ください。

あわせて、幣会横浜事務所1Fに設置しておりますATMにつきましては、令和2年7月31日（金）をもちまして廃止させていただきます。

また、個人等のお客さまとの貯金等取引終了日（令和3年3月31日（水））以降、毎年3月末に当座性貯金残高がある場合には、口座維持にかかるシステム費用等として、口座管理手数料をお取引口座から毎年19,800円（税込）を引き落としさせていただくことを併せてご案内申し上げます。口座管理手数料の詳細につきましては「別紙2」をご覧ください。

本件につきましては、お客さまにお手数、ご迷惑をお掛けすることとなり大変申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

諸 手 数 料 表

1. 送金手数料（1件につき）

本所・厚木事務所間	880円
他行宛（県内農協・県外系統も同じ）	880円

2. 振込手数料（1件につき）

(1) 窓口をご利用の場合

	1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上
自店宛	無料	無料	無料
本所・厚木事務所間	440円	440円	770円
他行宛 電信扱い	660円	660円	990円
（県内農協・県外系統も同じ）			
同 文書扱い	1,760円	1,760円	2,090円

(2) ATMをご利用の場合（本所のみ）

自店宛	無料	無料	無料
厚木事務所宛	110円	110円	330円
（県内農協・県外系統も同じ）			
他行宛	330円	440円	660円

3. 代金取立手数料（1通につき）

普通扱い	1,100円
至急扱い	1,210円

※ 手形交換により取立可能分（ただちに貯金入金できるもの）については無料

4. 組戻等手数料（1件につき）

送金・振込の組戻等手数料	880円
不渡手形返却料	1,100円
取立手形店頭呈示料	1,210円
（1,210円を超える場合は実費）	
取立手形組戻料	1,100円

5. 手形・小切手に関する手数料

小切手帳（1冊）	19,030円
約束手形帳（1冊）	19,030円
自己宛小切手発行手数料（1枚）	990円

6. 通帳・証書・カードに関する手数料

通帳・証書再発行手数料（1冊または1枚）	1,430円
ICキャッシュカード新規・再発行・更新（1枚）	無料
ただし・顧客都合（紛失・盗難等）による再発行	2,530円
・顧客都合（クレジット機能を外す等）による切替にかかる再発行	2,530円
キャッシュカード再発行手数料（磁気カード1枚）	550円
ローンカード再発行手数料	1,650円

7. 残高証明書発行手数料（1通につき）

定時発行	880円
------------	------

都度発行	990円
監査用	3,300円
8. 取引履歴照合表発行手数料（ご依頼1件につき）	1,760円
9. 事務委託・代理服务手数料	
定時定額自振手数料（1件につき）	660円
（為替送金の場合は振込手数料窓口扱いに準ずる）	
貯蓄貯金スウィング手数料（1回につき）	660円
10. 円貨両替手数料	
100枚まで	無料
101枚～500枚まで	550円
501枚～1,000枚まで	1,320円
1,001枚以上	1,980円
11. 媒体持込手数料（1媒体につき）	22,000円
12. 口座管理手数料（1口座につき）	19,800円

※手数料には消費税等を含みます。

令和2年4月1日

口座管理手数料規定（予定）

1.（口座管理手数料の概要）

この口座管理手数料は、当会の貯金規定に付帯するもので、当会に当座性貯金口座（当座・普通・貯蓄貯金）をお持ちの全ての方が対象となるものです。

この口座管理手数料は、当会が利用者の方へサービス水準を維持するため、口座管理に係るシステム維持費用等をいただくものです。

2.（口座管理手数料の適用範囲）

口座管理手数料は、当会の全店舗の口座について発生する対象になります。ただし、会員、法人・権利能力なき社団等のキャッシュカード利用者、貸出取引先、遺産整理手続先等は除きます。

3.（口座管理手数料の額）

1口座あたり年額19,800円（税込）とします。

4.（口座管理手数料の引落とし等）

毎年3月31日を基準日として保有している口座について、毎年5月10日（休日の場合は翌営業日）に対象口座から引落とし（初回引落しは令和3年5月10日）をいたします。

ただし、令和3年4月1日以降解約される場合には、基準日の翌日から解約日まで月額1,650円（税込）を対象口座から引落しいたします。

5.（口座管理手数料額未満の口座解約）

口座管理手数料額未満の残高の口座については、0円となるまで口座管理手数料を引落したうえで、当会にて解約させていただきます。

6.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

7.（適用開始日）

令和2年4月1日

以 上

（令和2年4月1日現在）